

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

北下浦漁港海岸環境施設ほか2箇所樹木管理委託(一般委託)仕様書

北下浦漁港海岸環境施設ほか2箇所樹木管理委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	北下浦漁港海岸環境施設ほか2箇所の樹木剪定等を行う。
2	履行期間	契約の日から令和元年11月29日まで
3	施行場所	横須賀市長沢2丁目5番先 他2箇所
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務仕様書」のとおり
6	関係法規	業務の遂行にあたって、道路使用許可等、関係法令を遵守するものとする。
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	港湾部港湾総務課 山本 翔平 TEL046-822-8299

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

業務委託仕様書

- 1 業務名 北下浦漁港海岸環境施設ほか2箇所樹木管理委託
- 2 施行場所 横須賀市長沢2丁目5番先 他2箇所
北下浦漁港 横須賀市長沢2丁目5番先から野比2丁目9番先まで
佐島漁港 横須賀市佐島3丁目1457番地先
秋谷漁港 横須賀市秋谷1丁目127番地先
- 3 履行期間 契約の日から令和元年11月29日まで
- 4 監督員 港湾部港湾総務課 山本 翔平
- 5 業務仕様

(1) 適用、一般事項

- (ア) 本業務は本仕様書によるものとする。
- (イ) 本業務において仕様書で疑義を生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従い遂行すること。
- (ウ) 作業日については、監督員の指定日に実施すること。
- (エ) 業務実施にあたり、歩行者等に迷惑をかけないように注意し、事故を起こさないように万全の処置を講ずること。
- (オ) 万一、住民への被害、住民からの苦情等があった場合は、速やかに監督員に報告し、受諾者の責任により処理すること。

(2) 業務内容

○北下浦漁港海岸環境施設

- ・樹木剪定 (1回)

高木剪定 (針葉 幹回り30~59cm)	1本
高木剪定 (常緑 幹回り30~59cm)	2本
高木剪定 (常緑 幹回り60~89cm)	1本
中木剪定 (落葉 幹回り15cm未満)	350本
低木剪定	300㎡
ヤシ手入れ	3本
施肥 (高木 幹周り30~59cm)	3本
(高木 幹周り60~89cm)	1本
- ・除草 (3,000㎡) 1回

○佐島漁港環境施設

・樹木剪定（1回）

高木剪定（落葉 幹回り30～59cm）	1本
高木剪定（落葉 幹回り60～89cm）	2本
高木剪定（落葉 幹回り90～119cm）	2本
高木剪定（常緑 幹回り30～59cm）	2本
高木剪定（常緑 幹回り60～89cm）	3本
中木剪定（落葉 幹回り15cm未満）	14本
低木剪定	120㎡
施肥（高木 幹周り30～59cm）	3本
施肥（高木 幹周り60～89cm）	5本
施肥（高木 幹周り90～119cm）	2本

・除草（770㎡） 植樹帯下草等 1回

○秋谷漁港

・樹木剪定（1回）

高木剪定（針葉 幹回り30～59cm）	19本
高木剪定（針葉 幹回り60～89cm）	9本
高木剪定（常緑 幹回り30～59cm）	17本
低木剪定	80㎡
施肥（高木 幹周り30～59cm）	36本
（高木 幹周り60～89cm）	9本

・除草（260㎡） 植樹帯下草 1回

（3）業務の確認

- ・樹木剪定は原則として人力で行うものとし、除草、低木剪定については原則として機械で行うものとする。
- ・樹木管理委託業務で生じるごみは南処理工場へ運搬し、処理するものとする。ただし、令和元年11月より、事業系剪定枝については、予め受入可能な品目や条件等を確認の上、民間の資源処理施設へ運搬すること（詳細は本市配布の別紙チラシを参照）。
- ・着手前、施行中及び完了時の撮影をし、日時記入のうえ同一場所でカラーにより撮影すること。
- ・写真は、工事用写真アルバム（A4サイズ）に整理編集して提出する。
- ・作業日については、工程表を作成し監督員との協議により決定する。

6 注意事項

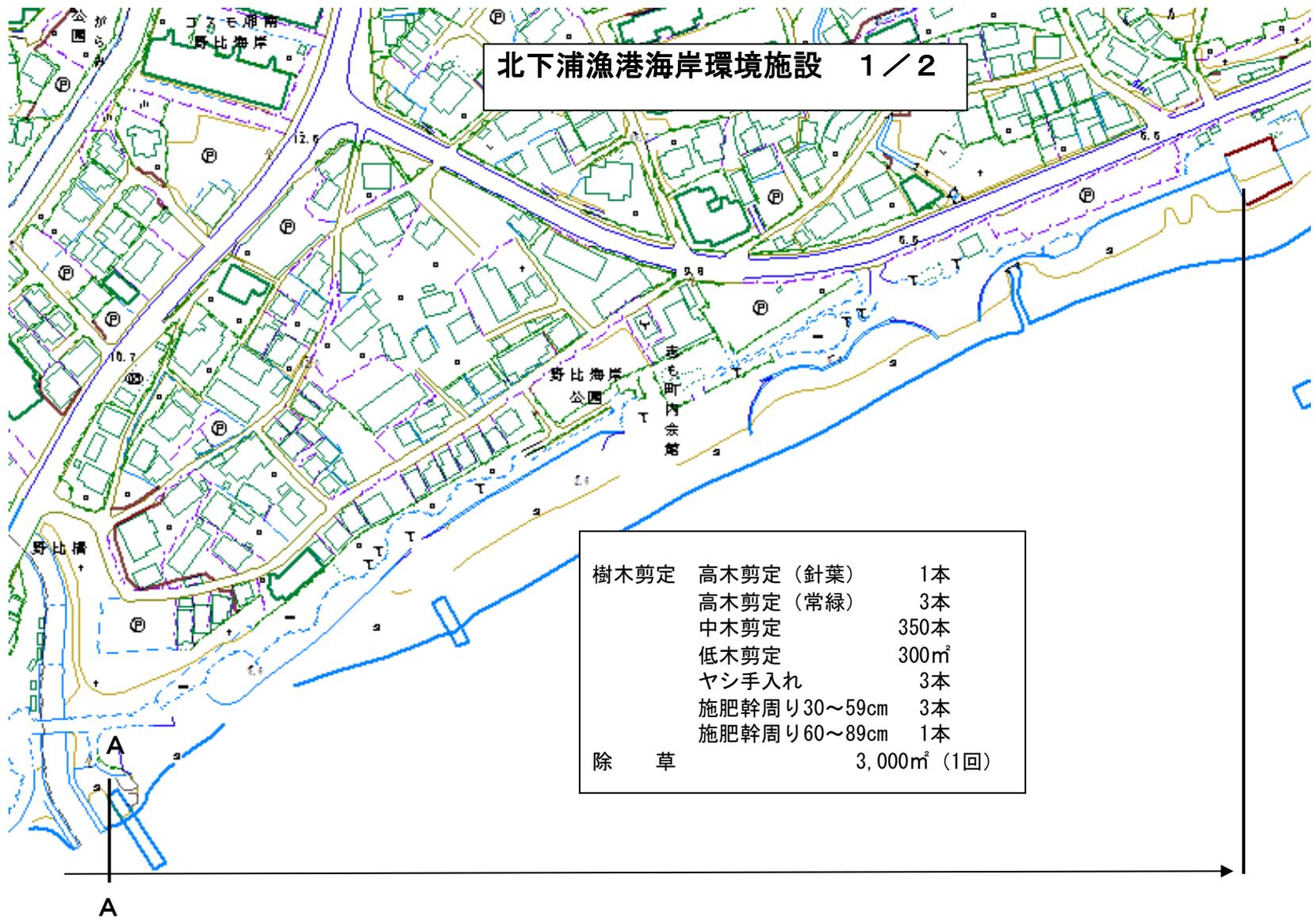
- (1) 下請負者を使用する場合には、本市登録業者等市内所在の企業を優先的に選定するよう配慮すること。

明 細 内 訳 書

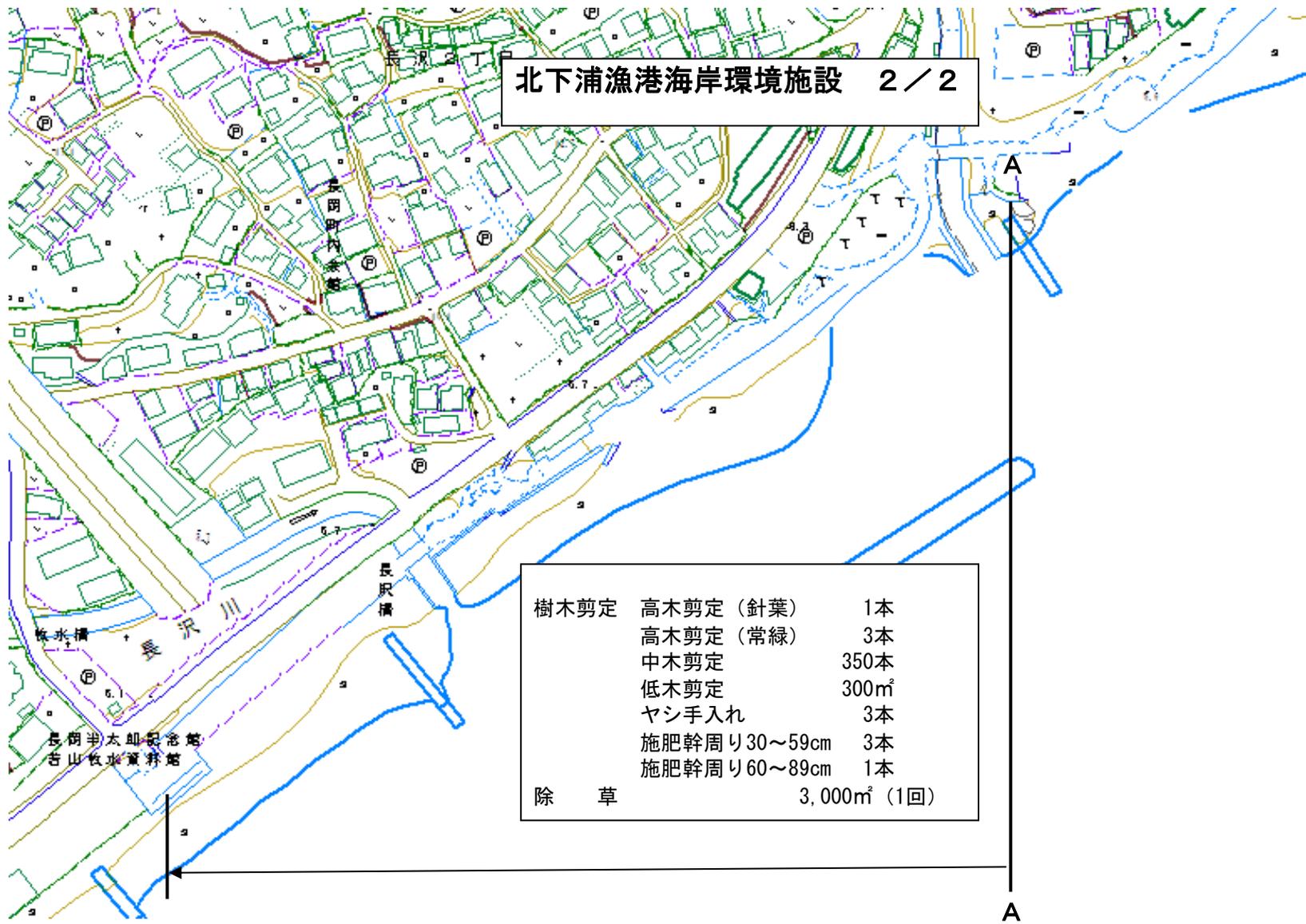
(税抜き)

名称	単位	数量	単価	金額		摘要
				9月まで	10月まで	
1 北下浦漁港海岸環境施設						
①樹木剪定						
高木剪定(針葉 幹周り30~59cm)	本	1				
高木剪定(常緑 幹周り30~59cm)	本	2				
高木剪定(常緑 幹周り60~89cm)	本	1				
中木剪定(落葉 幹周り15cm未満)	本	350				
低木剪定	m	300				
ヤシ手入れ	本	3				
施 肥(高木幹周り30~59cm)	本	3				※10月以降
施 肥(高木幹周り60~89cm)	本	1				※10月以降
②除 草						
除 草	m ²	3,000				3,000m ² × 1回
2 佐島漁港環境施設						
①樹木剪定						
高木剪定(落葉 幹周り30~59cm)	本	1				
高木剪定(落葉 幹周り60~89cm)	本	2				
高木剪定(落葉 幹周り90~119cm)	本	2				
高木剪定(常緑 幹周り30~59cm)	本	2				
高木剪定(常緑 幹周り60~89cm)	本	3				
中木剪定(落葉 幹周り15cm未満)	本	14				
低木剪定	m ²	120				
施 肥(高木幹周り30~59cm)	本	3				※10月以降
施 肥(高木幹周り60~89cm)	本	5				※10月以降
施 肥(高木幹周り90~119cm)	本	2				※10月以降
②除 草						
除 草	m ²	770				770m ² × 1回
3 秋谷漁港						
①樹木剪定						
高木剪定(針葉 幹周り30~59cm)	本	19				
高木剪定(針葉 幹周り60~89cm)	本	9				
高木剪定(常緑 幹周り30~59cm)	本	17				
低木剪定	m	80				
施 肥(高木幹周り30~59cm)	本	36				※10月以降
施 肥(高木幹周り60~89cm)	本	9				※10月以降
②除 草						
除 草	m	260				260m ² × 1回
計						
消費税						
合 計						
総 計						

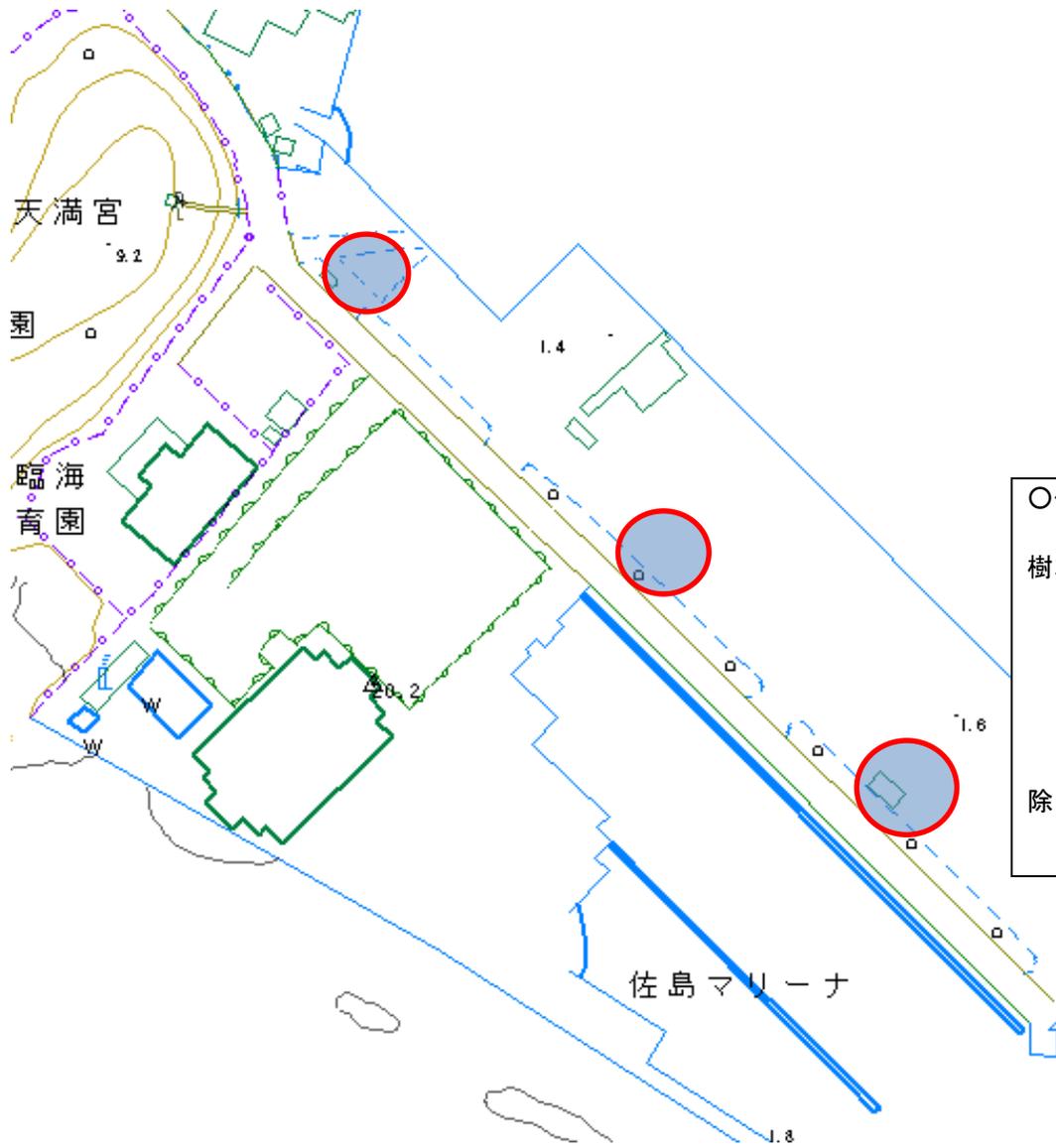
※以外は9月までに実施



○北下浦漁港海岸環境施設(1/2)



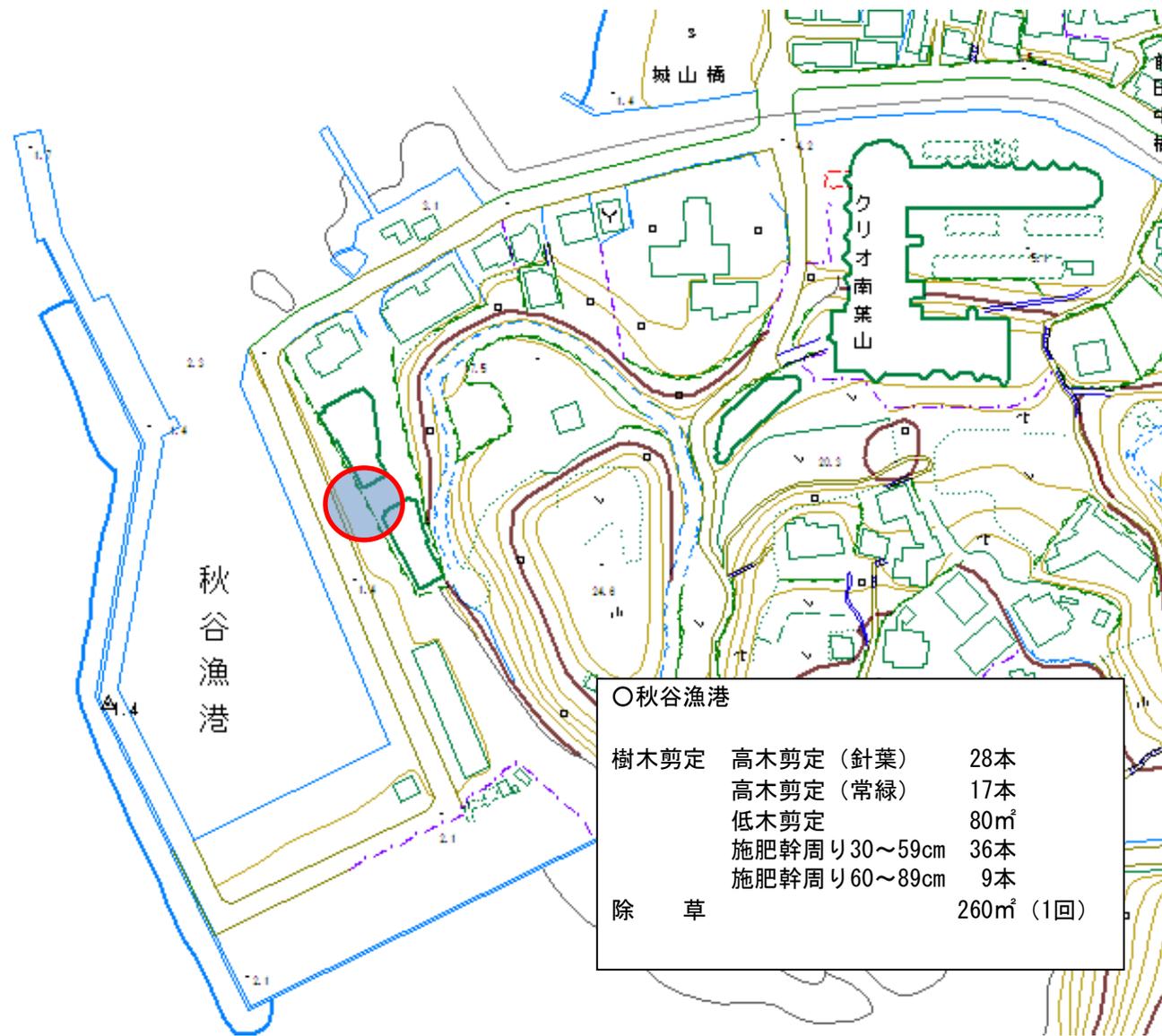
○北下浦漁港海岸環境施設(2/2)



佐島港

○佐島漁港環境施設

樹木剪定	高木剪定 (落葉)	5本
	高木剪定 (常緑)	5本
	中木剪定	14本
	低木剪定	120㎡
	施肥幹周り30~59cm	3本
	施肥幹周り60~89cm	5本
除草	施肥幹周り90~119cm	2本
		770㎡ (1回)



事業系剪定枝の 持ち込み先が変わります

平成31年11月より、事業系剪定枝の資源化促進のため、市の焼却工場に持ち込みができなくなります。

事業系剪定枝は、あらかじめ資源化処理施設と受入可能な品目や条件等をご確認の上、直接、以下の民間の資源化処理施設へお持ち込みください。

資源化処理施設	施設所在地	受入品目 ○:可、×:不可、△:要相談					電話番号
		枝	幹	根・株	草	竹	
環境衛生管理株式会社	横須賀市 長沢5-3241	○	○	○	△	△	046-848-7887
横須賀緑化造園協同組合	横須賀市 神明町1	○	○	×	×	×	046-851-1660
株式会社横須賀バイオマスエナジー	横須賀市 浦郷町5-2931-15	○	○	○	△	○	許可手続中 (046-876-8427)

※受入品目、料金、搬入時間などの詳細は、各施設に直接お問い合わせください。
各施設に持ち込みできない草等の搬入先は、平成32年2月までは南処理工場（神明町2187）、平成32年3月以降は、積替保管施設（長坂5-3656）を予定しています。

対象物



枝



幹



根・株



草



竹

- 横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画（平成21年3月策定）に基づき、ごみの広域処理に移行しますが、剪定枝は各市で資源化する計画としています。
- これにより、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月改定）において、事業系剪定枝については、横須賀ごみ処理施設の稼働に伴い、焼却処理から民間の資源化処理施設での処理に移行する方針としています。

【お問い合わせ先】

横須賀市資源循環部 廃棄物対策課(事業系廃棄物について)	☎ 046-822-8523
資源循環総務課(ごみ処理基本計画について)	☎ 046-822-8419
広域処理施設建設室(横須賀ごみ処理施設について)	☎ 046-822-8278
南処理工場(資源化できない草等の搬入方法について)	☎ 046-835-4990